



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第145回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）

R7. 1. 30

資料5

「2040年に向けたサービス提供体制等の あり方」検討会について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

- ・ **2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中**、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、**地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要**がある。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。
- ・ 上記を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について検討を行うため、本検討会を開催。具体的な議論の進め方としては、まずは高齢者に係る施策を検討した上で、その検討結果を踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題についても検討を行う（※）。

※老健局長が参集する検討会。事務局は老健局（社会・援護局、障害保健福祉部、こども家庭庁が協力）。

【主な課題と論点】

- ・ 人口減少スピード（高齢者人口の変化）の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制

	地域の状況	検討の方向性
① 中山間・人口減少地域	既にサービス需要減の地域あり	需要減に応じた計画的なサービス基盤確保
② 都市部	サービス需要急増（2040以降も増加）	需要急増に備えた新たな形態のサービス
③ ①②以外の地域（一般市等）	当面サービス需要増→減少に転じる	現行の提供体制を前提に需要増減に応じたサービス基盤確保

- ・ 介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
- ・ 雇用管理・職場環境改善など経営への支援
- ・ 介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア

【スケジュール】

- ・ 第1回は1月9日に開催。その後ヒアリングを行いつつ議論し、春頃に中間まとめ（高齢者関係）
- ・ 中間まとめ以降、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ

※自治体等で先行的な取組みを進め、その状況報告を随時していただき、議論の参考に資するようにする

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会（第1回）	資料1
令和7年1月9日	

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会開催要綱

1. 目的

2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要がある。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。

これらを踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 人口減少スピード（高齢者人口の変化）の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制
- (2) 介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
- (3) 雇用管理・職場環境改善など経営への支援
- (4) 介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア 等

3. 検討会及び構成員

- (1) 検討会の構成員は、学識経験者、経営に係る専門家又は介護等の現場における実践者等の中から厚生労働省老健局長が委嘱する。
- (2) 検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。座長は検討会を総括する。
- (3) 座長代理は、構成員の中から座長が指名する。

4. 検討会の開催

- (1) 検討会は、厚生労働省老健局長が構成員の参集を求めて随時開催する。
- (2) 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (3) 厚生労働省老健局長は、議論の必要に応じ、厚生労働省及びこども家庭庁の関係部局に出席を求めることができる。
- (4) 検討会、その資料及び議事録（以下「検討会等」という。）は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、検討会等を非公開とすることができる。その場合も、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

5. 検討会に係る庶務

検討会に係る庶務は、厚生労働省老健局総務課が、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、こども家庭庁成育局保育政策課の協力を得て行う。

6. その他

本要綱は、令和7年1月9日より施行する。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第1回）	資料2
令和7年1月9日	

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 構成員名簿

令和7年1月9日現在

池 端 幸 彦	医療法人池慶会池端病院理事長
江 澤 和 彦	医療法人和香会理事長
大 屋 雄 裕	慶應義塾大学法学部教授
大 山 知 子	社会福祉法人蓬愛会理事長
笠 木 映 里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
香 取 幹	(株)やさしい手代表取締役社長
斉 藤 正 行	(株)日本介護ベンチャーコンサルティンググループ代表取締役
鈴 木 俊 文	静岡県立大学短期大学部教授
津 下 一 代	女子栄養大学特任教授
中 村 厚	日本クリアス税理士法人富山本部長
野 口 晴 子	早稲田大学政治経済学術院教授
東 憲太郎	医療法人緑の風介護老人保健施設いこいの森理事長
藤 原 都志子	公益社団法人徳島県看護協会複合型サービス事業所あい管理者
松 田 晋 哉	産業医科大学教授
松 原 由 美	早稲田大学人間科学学術院教授

（敬称略、五十音順）